

令和6年度
石巻市雨水利用タンク普及促進事業
補助金申請の手引き

令和6年4月

石巻市市民生活部環境課

《目次》

1	目的	1
2	補助金交付額	1
3	申請受付期間	1
4	補助対象者	1
5	補助対象となるタンクの仕様	1
6	補助対象となる経費	2
7	申請の流れ	3
8	申請に必要な書類	4
9	提出書類に関して	4
10	注意事項	6
11	雨水利用タンクの維持管理について	7
12	受付窓口・お問合せ先	8

《申請様式関係》

- 1 石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付申請書
(様式第1号)
- 2 石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金に係る
市税完納証明願兼証明書(様式第2号)
- 3 雨水タンクを設置した建物の所有者の承諾書
- 4 補助対象設備に関する領収書内訳書(参考様式)

【1. 目的】

雨水の有効活用を促進し良好な水資源の循環の確保に資することを目的とし、雨水利用タンクを設置した方に対し、補助金を交付するものです。

【2. 補助金交付額】

雨水利用タンクの購入及び設置に係る費用（税抜）に 1/2 を乗じて得た額（上限30,000円）

※1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

【3. 申請受付期間】

令和6年4月1日（月） ～ 令和7年3月14日（金）

【4. 補助対象者】 ※以下のすべてにあてはまる方が対象となります。

- ① 石巻市内に住所を有する個人または、石巻市内に事務所等を置く法人（個人事業主を含む。）で、石巻市内において自らの住居または、店舗・事業所等として使用している建物に雨水利用タンクを設置した方。
- ② 全ての市税に滞納がない方。
- ③ 令和5年4月1日以後に雨水利用タンクを購入及び設置した方。
- ④ 過去に石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金の交付を受けたことがない方。

【5. 補助対象となるタンクの仕様】

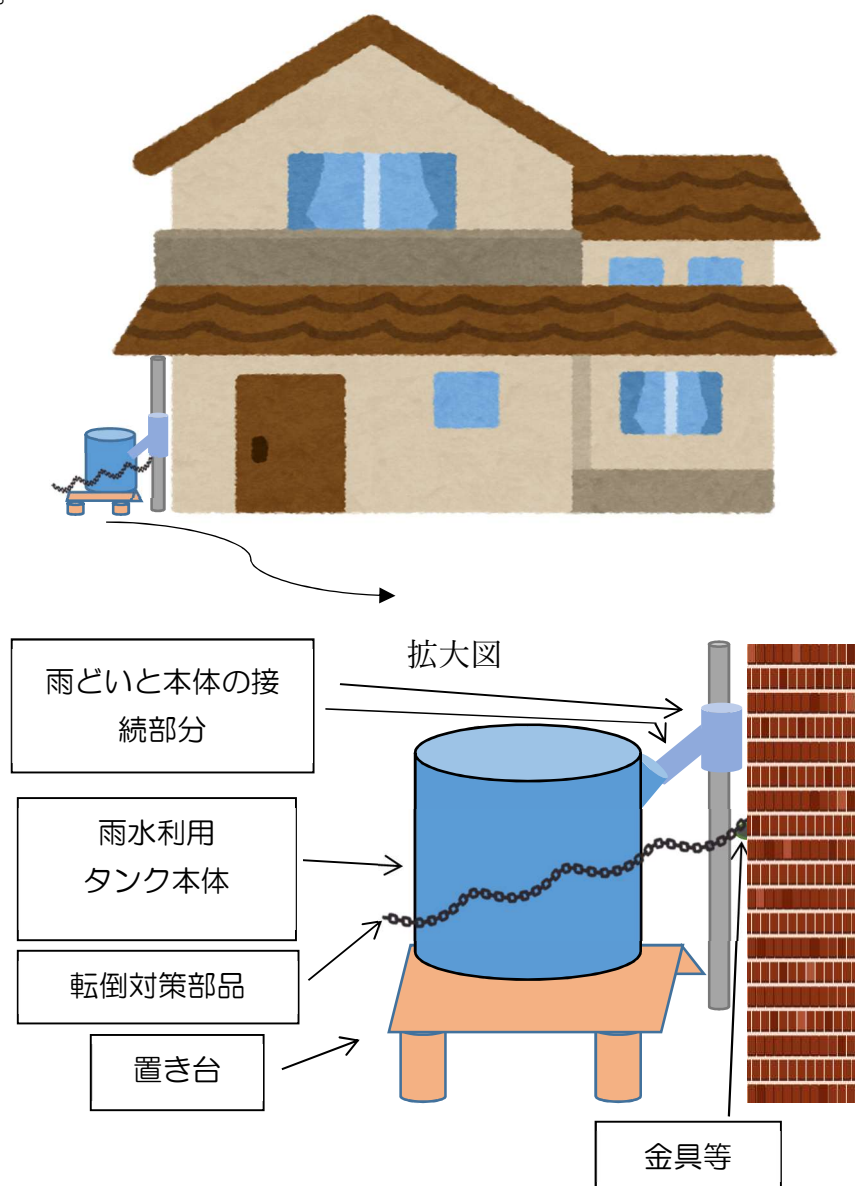
- ① 建物の屋根に降った雨水を集めて利用するという用途で販売されている専用の製品（貯水タンク）であること。※自作のものは対象となりません。
- ② 新品であること。
- ③ 貯水容量が80リットル以上であること。

【6. 補助対象となる経費】

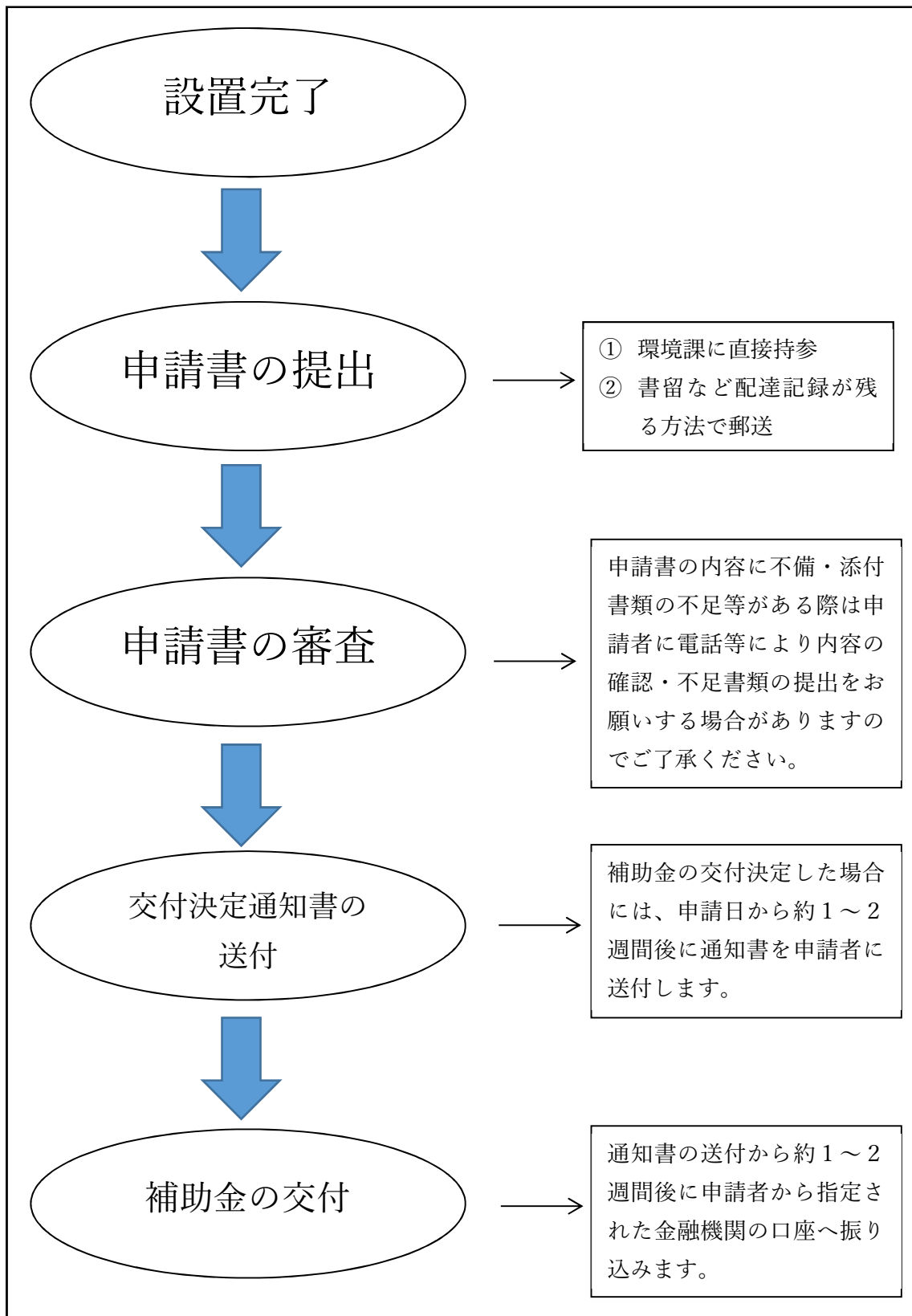
- ①タンク本体（1基）の購入費。
 - ②タンクを設置するために必要な置き台やブロック購入費、基礎工事費。
 - ③タンクを雨どいに接続するための部品や固定・転倒防止対策に要する費用。
 - ④上記①～③に要した工事請負費。
- ※詳しくは下図を参照ください。

※雨どいの購入・設置費、設置に係る工具購入費、人件費などは補助対象経費となりません。

※ポイント等を利用して設置・購入した場合は、ポイント等の利用分は補助対象経費となりません。



【7. 申請の流れ】



【8. 申請に必要な書類】

※必要書類の詳細については、【9. 提出書類に関して】をご確認ください。

No	チェック	必要書類	部数
1	<input type="checkbox"/>	石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	原本1部
2	<input type="checkbox"/>	補助金振込先金融機関口座の通帳	写し1部
3	<input type="checkbox"/>	石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書（様式第2号）	原本1部
4	<input type="checkbox"/>	設置に係る費用のわかる領収書（申請者宛）	写し1部
5	<input type="checkbox"/>	対象タンクの設置状態がわかるカラー写真	1部
6	<input type="checkbox"/>	雨水利用タンクを設置した建物の所有者の承諾書 ※申請者と雨水利用タンクを設置した建物の所有者が異なる場合のみ。	1部

【9. 提出書類に関して】

No	必要書類	説明
1	石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が個人、個人事業主、法人のいずれでも<u>押印の必要はありません。</u> 内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入し、その隣に署名願います（訂正署名）。 ※「交付申請額」欄の金額の訂正はできません。
2	補助金振込先金融機関口座の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 振込先の金融機関名、支店、預金区別、口座番号、口座名義人がわかるページ（<u>通帳の表紙と表紙をめくってすぐの見開きページ</u>）の写しの添付をお願いします。 ※<u>口座名義人は、申請者名義のものに限ります。</u>

※次頁へ続く

No	必要書類	説明
3	石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> 様式第2号を2部作成し、証明書として交付された1部を環境課に提出してください。また、全ての市税について非課税の方は、現年度分の「市県民税非課税証明書」の交付を受けてください。 ■申請場所：市役所3階 市民税課、各支所、各総合支所 市民福祉課 ■手数料：証明書1部につき300円 ■委任状：代理人が交付を受ける場合は必要。 ■提出期限：<u>補助金申請日前3か月以内のもの</u> 市外から石巻市に令和6年1月1日以降に転入した方で、申請時に石巻市において市県民税・固定資産税・軽自動車税の課税履歴がない方は、前居住地の納税証明書（滞納がないことの証明）または非課税証明書を提出願います。
4	設置に係る費用のわかる領収書	<ul style="list-style-type: none"> インターネット等で購入される場合には、申請者宛て領収書が発行されるかを事前にご確認願います。 雨水利用タンクの設置に係る費用全額が確認できる領収書の写しを提出してください。 ※他工事との一括の領収書等の理由により雨水利用タンクに係る費用が確認できない場合、支払い費用全ての領収書の写しとその内訳書を添付してください。 ローン契約を締結して設置した場合には、その契約書の写しを提出してください。
5	対象タンクの設置状態がわかるカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> 対象雨水利用タンクの設置状態がわかるカラー写真（雨どいとの接続部分がわかる写真）を提出してください。
6	雨水利用タンクを設置した建物の所有者の承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者と雨水利用タンクを設置した建物の所有者が異なる場合のみ提出してください。

【10. 注意事項】

- ①補助対象となる雨水利用タンクは、1基あたり貯水容量80リットル以上のものとなります。例えば、貯水容量50リットルの雨水利用タンクを2基設置した場合は、補助対象となりません。
- ②補助金の交付は、建物一軒につき1基となります。
- ③対象となる雨水利用タンクは、複数設置した場合でも1基までが補助対象となります。
- ④雨水利用タンクの指定は特にありませんので、ホームセンターや工務店、住宅メーカー、インターネット販売等でお買い求めください。
- ⑤集合住宅に設置した場合は、申請者は集合住宅の所有者や管理者（組合）、入居者となり、申請者は対象タンクを設置した集合住宅に居住又は事務所等として使用している必要があります。また、入居者が申請する場合には、所有者や管理者（組合）が作成した「雨水利用タンクを設置した建物の所有者の承諾書」の添付が必要となります。
- ⑥「自らの住居として使用している建物」とは申請者が自ら所有し居住している住宅をいいますが、住宅の所有権は申請者の親等が保有していても実際の維持管理は申請者が行っている場合も、補助対象となります。その場合、「雨水利用タンクを設置した建物の所有者の承諾書」の提出が必要になります。
- ⑦受付後に予算終了となった場合は書類を返却しますので、環境課窓口までお越しください。窓口以外での返却を希望される場合は、事前にご相談ください。
- ⑧予算額に達し次第、受付は終了とさせていただきます。

【1 1. 雨水利用タンクの維持管理について】

貯水した雨水は積極的に利用して、降雨前には貯留容量を確保しておき、降雨に備えましょう。

① 貯留している雨水の排水

次回の降雨に備えて、貯まっている雨水は積極的に利用します。

特に冬季は、凍結防止のため、空にする必要があります。

また、枯れ葉や虫の死骸が混ざると水が腐ることがあるため、定期的にタンク中を確認しましょう。

② 洗浄

衛生上の観点から、定期的（年に一回程度）にタンクの内部を洗浄しましょう。

③ 安全対策

雨水タンクの水は飲料水には適さず、食中毒等の恐れもあるため、飲まないよう、注意しましょう。

以上を参考に、詳細は製品の説明書等によりご確認ください。

【12. 受付窓口・お問合せ先】

石巻市市民生活部環境課 環境保全係

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎3階

電話番号：0225-95-1111（内線3367・3368・3369）

FAX番号：0225-22-6120

電子メール：isenv@city.ishinomaki.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.ishinomaki.lg.jp>

【受付・お問い合わせ時間】

午前： 8時30分～12時00分

午後：12時45分～17時00分

※土曜・日曜・祝日は、閉庁日のため受付をお休みとさせていただきます。